

渡部純三局長	<p>定刻になりましたので、ただいまから、第 248 回松山市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>皆さま、御起立をお願いいたします。</p> <p>礼。</p> <p>御着席ください。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、寺井克之松山市農業委員会会長より御挨拶を申し上げます。</p>
寺井克之会長	<p>第 248 回松山市農業委員会総会の開催にあたり、御挨拶を申し上げます。</p> <p>本日は、藤田副市長、渡部市議会議長におかれましては、公務多忙にも関わらず御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、農業を取り巻く情勢は、日本全体で人口減少が進む中、その影響は農業にも至っており、担い手不足や事業継続の困難など数多くの課題を抱えております。</p> <p>また、物流業界では 2024 年問題が取り沙汰されており、これにより、農産物の輸送に関しても少なからず影響があり、輸送コストの増加を価格に転嫁できるのかといった問題が考えられ、コロナ禍からの脱却が進み、経済社会活動が正常化する中で経済の活性化に水を差さないかどうか心配されるようです。</p> <p>農業の方に目を向けると、農政の憲法といわれる食料・農業・農村基本法改正案が審議されています。改正後は、農業の持続的な発展に伴い、多様な農業者による農地の確保、農業法人の経営基盤の強化、スマート技術等を活用した生産性の向上、農産物の付加価値の向上などが規定され、また農村の振興については、農地の保全に資する共同活動の促進や、地域の資源を活用した事業活動の促進、鳥獣害対策等が規定され、農業が直面する様々な課題に対し、課題の克服から地域の成長へとつなげ、次世代に承継することができるようになるのではないかと考えております。</p> <p>さて、今年度の農業委員会の業務では、昨年 4 月 1 日に施行された農業経営基盤強化促進法により、今年度末までに「目標地図の素案作り」を行うこととなっております。これにより、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆さまにおかれましては、これまでも多大なる御協力をいただいておりますが、この目標地図の素案を基に十年後の未来を想定するといったものとなりますので改めて御支援いただければと思います。</p> <p>そこで、私ども農業委員会といたしましても、この制度改正に対し、迅速に対</p>

	<p>応するとともに、農地法に基づく許認可業務や農業委員会法で定められた所掌事務を適正に処理することに加え、関係機関と連携を密にし、農業者などの意向把握や地域での話し合いに積極的に取り組み、農用地等の効率的かつ総合的な利用を図るため、農業者の利益代表機関として一層力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、何卒、皆様方の御協力をお願いする次第でございます。</p> <p>終わりにになりましたが、本日御参集の皆様の御健康と御多幸を御祈念申し上げ、御挨拶とさせていただきます。</p>
渡部純三局長	<p>次に、御来賓の方々より御祝辞をいただきたいと存じます。</p> <p>初めに、松山市長野志克仁様が公務の都合により御欠席されておりますので、代理で、松山市副市長藤田仁様、お願いいたします。</p>
藤田仁副市長	<p>第248回松山市農業委員会総会の開会に当たり、お祝いの言葉を申し上げます。</p> <p>農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様には、日頃から松山市の農政をはじめ、市政全般にわたり御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、現在、松山市では、デジタル技術を活用することで、市民の皆様の暮らしの利便性向上を目指しています。農業の分野でも、農作業の省力化や人手不足を解消する手段の一つとして、デジタル技術を活用した遠隔で操作する草刈機やため池の水位を管理するシステムなどの普及や導入に取り組んでいます。</p> <p>また、松山市にとって、今年は大きな節目の年です。全国で初めて、国の重要文化財の公衆浴場を営業しながら保存修理工事を行っている道後温泉本館は、来る7月11日から、約5年半ぶりに、全館で営業を再開します。さらに、令和6年は、道後温泉本館が明治27年4月10日に改築されて130周年の年でもあります。</p> <p>そこで、7月13日に、愛媛県武道館で「東京ガールズコレクション」を開催するなど、年間を通して全国そして海外に松山の魅力を発信していきます。そして、観光客の皆様には、是非、松山のおいしい農産物を召し上がっていただきたいと思っております。</p> <p>農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様には、著しく移り変わる社会情勢の中、農業者の声を受け止める公的な代表機関として、引き続き、お力添えをいただきますよう、お願い申し上げます。</p> <p>結びに、農業委員会の今後ますますの御発展と、お集りの皆様の御健勝と御活躍を心からお祈りして、お祝いの言葉とします。</p> <p>令和6年5月27日、松山市長野志克仁、代読でございます。</p>

渡部純三局長	<p>本日は、誠におめでとうございます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>続きまして、松山市議会議長渡部克彦様、お願いいたします。</p>
渡部克彦松山市議会議長	<p>松山市議会議長の渡部克彦でございます。</p> <p>本日ここに、第 248 回松山市農業委員会総会が開催されるにあたり、市議会を代表してお喜びを申し上げます。</p> <p>寺井会長をはじめ、農業委員の皆様には、日頃から本市の農業振興、並びに市政各般にわたり、温かい御支援、御協力をいただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、農業は、私たちが生きていくために重要な「食」を支えています。世界的な食料の需給変動や環境問題に加え、国内の従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地や荒廃農地の増加など、我が国の農業は、国内外で多くの課題に直面しており、大変厳しい状況にあることは、皆様、御承知のとおりです。</p> <p>このような中、国は、食料安全保障の強化や農林水産業の持続的な成長を目指し、「食料・農業・農村基本法」の改正や、不測時の安全保障の強化、農地の総量確保と適正・有効利用、スマート農業の推進などに取り組んでいます。</p> <p>市議会といたしましても、引き続き、国が進める農業政策の動向を注視しながら、地域の成長、そして、地域農業の持続的な発展のため、皆様とともに精一杯努力してまいります。</p> <p>もとより、農業のさらなる発展には、農業委員の皆様の豊富な知識と経験が必要不可欠でございます。</p> <p>どうか皆様には、今後とも、本市農業の発展に引き続き御尽力を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>結びに、本総会が多大な成果を上げ、実り多い場になりますよう、お祈りいたしますとともに、御参会の皆様方のますますの御健勝、御活躍を御祈念申し上げます。私のお祝いの言葉とします。</p> <p>本日は、誠におめでとうございます。</p>
渡部純三局長	<p>どうもありがとうございました。</p>

	<p>ここで御案内いたします。</p> <p>御来賓の皆様におかれましては、次の公務のため御退席されます。</p> <p>拍手でお送りください。</p> <p>〔一同拍手〕〔来賓退席〕</p>
渡部純三局長	<p>それでは、議案に入ります前に議長席を準備いたしますので、しばらくお待ちください。</p> <p>〔議長席を作る〕</p>
渡部純三局長	<p>お待たせいたしました。</p> <p>本日は、委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることを御報告いたします。</p> <p>それでは、ただいまから、議事に入りますが、総会の議長は、総会会議規則第5条により会長が務めることになっておりますので、寺井会長に議長をお願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>事務局から説明がありましたとおり、規則によりまして私が議長を務めさせていただきます。</p> <p>議事運営につきまして、御協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>まず、議事録署名人の指名でございますが、慣例によりまして議長の方で指名をさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、議事録署名人として、難波地区の高橋委員と、久谷地区の藤岡委員</p>

<p>越 智 徹 主 査</p>	<p>の御兩名を指名いたします。</p> <p>ただいまから議事に入ります。</p> <p>まず、(1)『令和5年度 事業報告について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>「令和5年度 事業報告について」を御説明させていただきます。7ページをお開きください。</p> <p>農林水産省からの通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づき、次のような点検・評価となりました。</p> <p>「Ⅰ 農業委員会の状況」については令和5年4月1日現在の状況を記述しておりますが、内容については割愛させていただきます。8ページを御覧ください。</p> <p>「Ⅱ 最適化活動の実施状況」の「1 最適化活動の成果目標」、(1)農地の集積について、①現状及び課題でこれまでの集積面積は1,926ヘクタールでした。②目標、今年度末の集積面積(累計)1,975ヘクタールに対し、③実績は、1,944ヘクタールで、18ヘクタールの新規集積を凶れましたが、目標をやや下回りました。次に、(2)遊休農地の発生防止・解消では、②目標、ア、既存遊休農地の解消について、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積6ヘクタールの内、解消目標面積1.2ヘクタールに対し、9ページを御覧ください、③実績、ア、a解消実績面積は1.3ヘクタールとなったことから、目標を達成しました。次に、(3)の新規参入の促進では、②目標において、「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表」した農地の面積1.8ヘクタールに対して、10ページを御覧ください、③実績はありませんでしたが、実態として41経営体の新規参入があり、取得農地面積は14.0ヘクタールとなっております。</p> <p>次に、「2 最適化活動の活動目標」、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標は委員全員が実績で8日となり、(2)活動強化月間の②実績ですが、9月から10月にかけて活動を行い、遊休農地の解消を図りました。次に、11ページを御覧ください。(3)新規参入相談会については、年間を通して地区審査などの機会に相談等を実施しました。</p> <p>これらの活動実績を、13ページの「別紙様式4」になりますが、国が示す成果目標に対する実績の、評価基準に照らし合わせた結果、表の右端の「3 点検・評価結果」ですが、農業委員会の点検・評価結果は、「目標に対して期待を上回る結果が得られた」との評語となりました。</p> <p>次に、12ページに戻っていただき、「Ⅲ 事務の実施状況」については、「1 総</p>
------------------	--

会、部会の開催実績」では総会を適正に開催し、「2 農地法3条に基づく許可事務の処理件数」は180件、「3 農地転用に関する事務の処理件数」は75件、「4 違反転用への対応」は、都市計画担当部局などと連携し0.289ヘクタールの違反解消を行いました。

なお、昨年5月総会または7月研修会でお一人お一人の活動目標をお示しして、お渡しした「令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」「別紙様式3」についてその成果の状況と点検・評価の結果について事務局で取りまとめたものを、個別にお配りしております。表題が「令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」となっております。この表は、各自で達成状況等について御確認いただき、新年度の活動の参考にしていただければと思います。

別冊子になっている令和5年度事務処理実績報告の53ページをお開きください。令和5年度利用意向調査の結果を掲載しております。全体として調査件数388筆、調査総面積25万2,309.83平方メートルになります。これに対する回答状況は53ページのとおりでした。また、該当地区の委員さんには、別途、利用意向調査結果一覧表及び農地における利用の意向について（回答）の写しをお配りしておりますので、すでに改善されている農地等もあるかと思われませんが、今年度の利用状況調査にて現地確認を行い、報告をお願いいたします。また、利用意向調査にて「未回答」であった農地につきましても、何か情報等ございましたら、あわせて今年度の利用状況調査の際に御報告いただけたらと思います。よろしくお願いたします。

その他の活動としては、農家の老後の生活を支える農業者年金の加入推進や市のホームページの掲載、「まつやま農業委員会だより」を発行し、また、「全国農業新聞」の普及も図り、農業委員会の活動に関する情報や各種制度に関する情報を地域の農業者へ提供したほか、女性農業者に対しては、個別に農業委員等の活動の案内を行うことで、女性農業委員に向けた啓発に努めました。

また、農業会議開催の委員研修会へ参加し、委員及び職員ともに資質の向上にも努めました。

以上で説明を終わります。

寺井克之会長

以上で説明は終わりました。

本件に関する御意見等はございませんか。

<p>寺井克之会長</p>	<p>〔意見等なし〕</p> <p>それでは、本件につきまして御承認いただけますでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>御異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり承認されました。</p> <p>次に、(2)『令和6年度事業計画(案)について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>越智徹主査</p>	<p>それでは、「令和6年度事業計画(案)」について御説明いたします。15ページをお開きください。</p> <p>事業計画の資料として21ページから23ページにあります「令和6年度・最適化活動の目標の設定等」「別紙様式1」を御覧いただきながら、お聞きください。また、個別に配布しております「令和6年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」「別紙様式3」を、お手元に御用意ください。</p> <p>令和6年度の事業計画の内容については、事業報告でも説明したとおり、農林水産省からの通知に基づき、目標と活動計画を作成したところ、「令和6年度最適化活動の目標の設定等」のとおり次のような内容となっております。</p> <p>それでは、21ページを御覧ください。「Ⅰ 農業委員会の状況」については割愛させていただきます。</p> <p>22ページをお開きください。「Ⅱ 最適化活動の目標」、「1 最適化活動の成果目標」の(1)農地の集積については、松山市農業委員会の「農地等の利用適正化の推進に関する指針」に基づき、②目標のとおり、今年度の新規集積面積を12ヘクタールとし、今年度末の集積率38.0%を目標とします。(2)遊休農地の解消については、令和3年度の利用状況調査をベースとして、②目標のア 既存遊休農地の解消 a 緑区分の遊休農地の解消目標面積を1ヘクタール、イ 新規発生遊休農地の解消目標面積を1ヘクタールとします。23ページを御覧ください。</p> <p>(3)新規参入の促進については、②目標の新規参入者への貸付について農地所</p>

有者の同意を得た上で公表する農地の面積を1.6ヘクタールとしました。

「2 最適化活動の活動目標」(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標については、一人当たり毎月8日とします。(2) 活動強化月間の設定目標は8月から10月の3ヶ月間とし、遊休農地の解消として利用状況調査の実施及び農地所有者への声掛けを行います。(3) 新規参入相談会への参加目標としては、地区審査での新規就農者の相談などで、参加回数を1回とします。なお、成果目標や活動目標について毎年5月の総会で点検・評価されますが、皆様が毎月8日間の活動を達成していれば、「目標に対して期待通りの結果が得られた」という評価で総会にて報告されますので、「活動記録簿」に活動を記録し、毎月の提出をお願いいたします。また、国は、活動目標に挙げる委員の活動目標について8日から12日を標準としていることから、昨年と同じく毎月8日を目標とします。

次に、個別に配布しております地区別資料の、「令和6年度推進委員等最適化活動の点検・評価」別紙様式3を御覧ください。これは、担当地区ごとに作成しています。(2) ①の成果目標の達成状況の「農地集積」、「遊休農地」、「新規参入」の地区ごとの成果目標ですが、担当地区ごとで該当する項目についてのみ、目標面積等を記載しており、「農地集積」、「新規参入」については、農地台帳の松山市全体の農地面積における各地区の農地面積の占める割合を基に令和5年度の事業計画の目標の面積から割り戻した数を担当地区の目標面積として記載しています。なお、「遊休農地」については、令和3年度の利用状況調査により判明した担当地区の遊休農地について、その面積の5分の1を目標とし、記載しています。また、「農地集積」、「遊休農地」、「新規参入」これら3項目の成果目標については、皆様の活動の成果がすぐに反映されるものではないと考えており、地域の特性、農業者個々の事情、都計法での農地の位置関係など事情も様々で、農地所有者の意向は常に流動的であり、農地の状況は一定ではないことから、担当地区の成果目標が達成に至らなくても、何かしらのペナルティを受けることはありませんので、委員の皆様には、担当地区の各項目の目標達成だけに執着することなく、地域の農業者のお世話役として活動していく中での結果としてとらえていただき、やりがいのある活動となるよう取り組んでいただければと思います。

その他の活動計画としては、農業者の老後の生活安定のための農業者年金への加入推進や、経営環境の整備を図る家族経営協定締結の推進を継続するとともに、いろいろな機会をとらえて農業者の意向の把握などを行い、活動内容については、本市のホームページや農業委員会だよりなどを活用して市民へ情報提供を行います。

25 ページを御覧ください。農業委委員会が取り組む主要事業としまして、9項

	<p>目を挙げております。一つ目は、「地域計画」に基づく「目標地図の素案」作成で、今年度末が期限となっておりますので、今年度完成できるよう進めてまいります。なお、スケジュール等については、この後、御説明いたします。二つ目は「農地流動化関係事業」、三つ目は「農地の利用状況調査及び利用意向調査の実施」、四つ目は「農業者年金業務受託事業」、五つ目は「各種施策等の情報の周知及び啓発活動の推進」、六つ目は「納税猶予に係る相続税額の免除に対する適正な対応」、七つ目は「農地台帳システムのデータ整備」、八つ目は「農地法に基づく許可業務の厳正・適正な運用」、九つ目は「研修活動の充実」となっております。</p> <p>説明は、以上となります。</p>
寺井克之会長	<p>以上で説明は終わりました。</p> <p>本件に関する御意見等はありませんか。</p> <p>〔意見等なし〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件につきまして御承認いただけますでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>御異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり承認されました。</p> <p>つきましては、お手元の「議案書」議題2の『令和6年度事業計画（案）』（案）の部分を、削除していただきますよう、お願いいたします。</p> <p>それでは、次に（3）『農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正（案）について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について、御説明させていただきます。

平成 28 年 4 月 1 日に改正農業委員会法が施行され、全国の農業委員会では「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置付けられたことから、本市も農業委員会法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して地域の特性も配慮しつつ、「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、具体的な目標と推進方法について平成 30 年 5 月 24 日に「指針」として定め、令和 3 年 7 月 9 日に改正を行いました。

この指針は、農業経営基盤強化促進法第 5 条第 1 項に規定する愛媛県農業経営基盤促進に関する基本方針及び同法第 6 条第 1 項に規定する松山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として、10 年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行うものとされています。

この指針には、「遊休農地の発生防止・解消について」、「担い手への農地利用の集積・集約化について」、「新規参入の促進について」「地域計画の目標を達成するための役割」の 4 点に関して具体的な数値目標と推進方法等が定められており、これらの一部について見直しております。

30 ページを御覧ください。第 2 1 「遊休農地の発生防止・解消について」ですが、(1) の表を御覧ください。現状の遊休農地は 7 ヘクタールであることから、目標の令和 9 年には、2.1 ヘクタールの解消に努めます。これは、10 年間で遊休農地を解消することを目標としており、1 年当たりの解消面積が 0.7 ヘクタールとなることから、3 年間で 2.1 ヘクタールとしたものです。

次に、31 ページを御覧ください。2 「担い手への農地利用の集積・集約化について」は、(1) の表を御覧ください。現状の集積面積 1,965 ヘクタールを、目標の令和 16 年の目標集積面積を 2,080 ヘクタールとし、その集積に努めます。これは、令和 5 年 9 月に策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想のおおむね 10 年後(令和 16 年)の指標の中で効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を 40%としており、これに準じて 1 年間の集積面積を 11.5 ヘクタールとしました。また、(2)「担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法について」は、①のように、10 年後の農業のあり方と農地利用の将来像を描いた「地域計画」の策定や見直しについて、市と協力し、優良農地の確保及び持続可能な農業に向けて取り組むことを加えております。また、②では、松山市、農地中間管理機構、農協等が連携することを加え、さらに、「地域計画」の策定や見直しの中で、農地の出し手と受け手の

	<p>意向を踏まえたマッチングを働きかけることも加えました。最後に、③では農業を担う者への農地の集約や、効率的な農地利用を図るため交換や利用権の再設定を推進することとしました。</p> <p>32 ページを御覧ください。3 「新規参入の促進について」は、(1) の表を御覧ください。令和5年度の参入実績は現状数値になります。新規参入者数は39人、2法人となっており、参入者取得面積は13.5ヘクタール、参入法人取得面積は0.5ヘクタールとなっております。目標の令和9年には、135人、8法人を目標とし、面積は個人で57.6ヘクタール、法人で4.7ヘクタールとしました。</p> <p>最後に、33 ページを御覧ください。第3に「地域計画の目標を達成するための役割」として、農業委員会が担っていく役割を加えております。</p> <p>以上、現状を踏まえ、指針案を示させていただきました。</p>
寺井克之会長	<p>以上で説明は終わりました。</p> <p>本件に関する御意見等はございませんか。</p> <p>〔意見等なし〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件につきまして御承認いただけますでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>御異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり承認されました。</p> <p>つきましては、お手元の「議案書」議題3の『農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正(案)』の(案)の部分、削除していただきますよう、お願いいたします。</p> <p>次に(4)『松山市農業施策に関する意見書(案)について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>

<p>越 智 徹 主 査</p>	<p>「松山市農業施策に関する意見書(案)」について、御説明させていただきます。</p> <p>昨年、委員の皆様にご覧いただいた調査の結果をまとめたところ、意見書(案)のとおり、大きく4つの表題「耕作放棄地対策について」「有害鳥獣対策について」「担い手の確保、育成と就農対策について」「農業所得の安定と向上対策について」の4つの表題となりました。</p> <p>39ページを御覧ください。「1. 耕作放棄地対策について」は、農業者に寄り添った施策の検討、体制の構築の検討、支援の検討などの8つの要望を上げております。</p> <p>次に、40ページを御覧ください。「2. 有害鳥獣対策について」は助成の検討、部署の設置、駆除対象の追加などの5つの要望を上げております。</p> <p>次に、41ページを御覧ください。「3. 担い手の確保、育成と就農対策について」は支援等の検討、経営支援など5つの要望を上げております。</p> <p>次に、42ページを御覧ください。「4. 農業所得の安定と向上対策について」は支援や育成、拡大の検討、経営支援や助成の検討、支援施策の検討など5つの要望を上げております。</p> <p>以上、4つを表題とする意見書(案)となります。</p> <p>本案につきまして、御承認いただければ、これらの意見事項について、松山市に対し、令和7年度以降の農業予算及び政策に反映していただけるよう検討をお願いするべく、日程は未定ですが、8月頃に会長ほか役員から市長に提出し、回答を求めるものでございます。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>寺 井 克 之 会 長</p>	<p>以上で説明は終わりました。</p> <p>本件に関する御意見等はございませんか。</p> <p>〔意見等なし〕</p>
<p>寺 井 克 之 会 長</p>	<p>それでは、本件につきまして御承認いただけますでしょうか。</p>

<p>寺井克之会長</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>御異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり承認されました。</p> <p>つきましては、『意見書（案）』の（案）の部分を、削除していただきますよう、お願いいたします。</p> <p>それでは、以上で松山市農業委員会総会における議事を終了します。</p> <p>引き続き、農業委員会互助会総会に入ります。</p> <p>『令和5年度 農業委員会互助会の会計報告について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>越智徹主査</p>	<p>お手元にある、43 ページからの「令和5年度互助会会計報告について」を御覧ください。47 ページをお開きください。</p> <p>令和5年度 農業委員会互助会会計を報告します。</p> <p>まず、収入の部につきまして、会費が毎月、委員報酬から一人 2,000 円徴収させていただいており、金額につきましては、104 万 4,000 円となっております。雑入につきましては、12 円で、令和4年度からの繰越金が 277 万 3,770 円で、合計 381 万 7,782 円となっております。</p> <p>続きまして、支出の部につきまして、交際費が 7 万 8,304 円で、雑費が 302 万 9,727 円で、合計 310 万 8,031 円となっております。</p> <p>新年度への繰越額は 70 万 9,751 円となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>それでは、続きまして、監事の家久委員から会計監査の結果報告をお願いいたします。</p>
<p>家久英雄委員</p>	<p>それでは、監査報告をさせていただきます。</p> <p>去る5月10日、令和5年度農業委員会互助会の決算の監査を行いました結果、その使途及び帳簿並びに証拠書類の全てが適切に処理されていたことを確認しま</p>

<p>寺井克之会長</p>	<p>したので報告します。</p> <p>以上で、会計報告及び監事からの監査報告が終わりました。 本件に関する御意見等はございませんか。</p> <p>〔意見等なし〕</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>それでは、本件につきまして御承認いただけますでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は、原案のとおり承認いたします。 それでは、続きまして『その他』として、事務局から何点か報告と連絡がございます。 事務局お願いします。</p>
<p>橋口慎太郎農林水産振興課主査</p>	<p>農林水産振興課の橋口と申します。 さて、松山市は、かねてより、農業委員会と連携して、地域農業の将来ビジョン「人・農地プラン」を策定してきました。現在、市内で40プランがございます。今回は、その人・農地プランを発展させた制度である、地域計画について、御説明します。 まず、私の方から地域計画の概要について御説明した後、農業委員会事務局の方から具体的なことについて御説明いたします。では、お手元の資料にそって、御説明いたします。資料、51ページをお開きください。「地域計画のご案内」と記した資料です。 まず、1の地域計画とは、のところですが、地域計画とは、10年後の地域農業の将来像を定めた計画のことです。これまでの人・農地プランで協議してきた内</p>

<p>菊原勇作主査</p>	<p>容を土台にして、地域の幅広い意見を取り入れて、市が策定するものです。</p> <p>次に、2では、人・農地プランと「地域計画」との比較表を載せています。これまでの人・農地プランとして協議して作ってきた内容を踏まえつつ、「今回新たに目標地図」が追加された、ということになります。</p> <p>では、その目標地図とはなんぞや、について、3を御覧ください。目標地図とは、10年後の農地利用状況の目標を示した地図のことです。そこにある模式図のように、左側のバラバラの状態から、農地情報を整理・調整して、右側のまとまった農地利用に、将来的になればいいなというのが、目標地図です。樹園地など連担化が難しい場合では、この図のようにまでは行かずとも、10年後に誰がどこら辺を作っているか、という地図を描くことになります。</p> <p>では、次のページに移りまして、4のところ、地域計画の作成手順ですが、まず、1番目、農業委員会から耕作者に、農地利用のアンケートを送り、将来に渡る農地利用の意向をしっかりと把握します。次に、2番目、農業委員会が、アンケートや現況をもとに、目標地図のたたき台を作ります。そのたたき台をもとに、地域で協議を行います。そして、3番目、協議の後、市が法律上の手続きを進めて、地域計画を策定します。</p> <p>それでは、次に5のところ、質問形式にて、関連情報を何点か補足します。まず、Q4にあるとおり、地域計画は、同格の法律である、農業振興地域制度や農地転用制度との整合性が求められます。次に、Q5地域計画の実感しやすいメリットですが、国などの助成措置の条件を満たすことができたり、計画的に農地の貸し借り等が行えるようになってきます。最後、Q6にあるとおり、地域計画の策定は令和7年3月末までに行ってまいります。</p> <p>御説明は、以上です。</p> <p>続いて、農業委員会事務局から、目標地図の素案の作成について御説明します。お手元の資料54ページをお開きください。</p> <p>まず、①の目標地図の素案の作成とアンケートの実施についてですが、先ほど農林水産振興課から地域計画について説明がありましたが、農業委員会は、市の求めに応じて地域計画の目標地図の素案を作成します。その場合は法律の規定により、あらかじめ農業者の意向を把握しておく必要がありますので、アンケートを実施します。</p> <p>次に、②のアンケートの対象者についてですが、すでに昨年度に島しょ部のア</p>
---------------	---

アンケートは実施していますので、今年度は残る陸地部の農業者を対象にアンケートを実施します。対象は個人が約 7,900 件、法人が約 100 件の合計約 8,000 件の見込みです。

次に、③のアンケートの方法についてですが、お手元にお配りした説明資料と回答用紙を郵便でお送りします。回答方法は返信用封筒で郵送いただくか、お近くの JA の窓口に出すか、インターネット回答です。

次に、④の協議への参加とアンケート結果の提供についてですが、先ほど農林水産振興課から説明があったように、農業委員会は地域計画の協議に参加し、アンケート結果を地図にまとめて協議の場に提供します。

次に、⑤の全体スケジュールについてですが、アンケートは6月上旬から順次発送し8月末を回答締切にしています。その後、秋以降に地区での協議が始まり、来年3月末に地域計画が公告される予定です。

最後に、⑥の委員の皆様にご協力いただきたいことですが、御協力いただきたいことが2つあります。1つ目はアンケートへの回答の呼びかけです。耕作地を拡大したい意向のある方や耕作地を縮小したい意向がある方を把握していらっしゃいましたら、アンケートへの積極的な回答の呼びかけをお願いします。2つ目は地域計画の協議への参加です。各地区で協議が開かれますので御参加をお願いします。昨年度アンケートを実施した島しょ部では夏頃に、今回アンケートを実施する陸地部では秋以降に開催予定と聞いています。日程については決まり次第お知らせします。

御説明は以上です。

越 智 徹 主 査

次に、「農業者年金の加入推進について」を御説明いたします。55 ページを御覧ください。

令和5年度の新規加入者の実績ですが、全体で5名、うち、20歳から39歳までが3名、女性が2名でした。毎年、農業者年金基金より新規加入者の目標数が示され、令和5年度の松山市の目標は7名であったことから、目標をやや下回る結果となりました。令和6年度の目標も令和5年度と同じで、新規加入7名となっております。よろしく御願いいたします。

お手元に「知って得する農業者年金」をお配りしております。こちらは、農業者年金基金が加入推進のための資料になります。制度の概要やメリットが、まとめられていますので、参考に御覧いただけたらと思います。

農業者年金の加入推進については、以上でございます。

	<p>次に、「家族経営協定について」を御説明いたします。57 ページを御覧ください。</p> <p>家族経営協定は、家族間の役割分担や休日・報酬などについて、家族で話し合いを行い、家族みんなで共同・協力をして、これまで以上に意欲的、効率的にゆとりある農業経営を行っていくための指針となるものです。</p> <p>松山市における令和5年度の実績は、新規締結が6世帯となっております。</p> <p>59 ページの「始めませんか？家族経営協定」を御覧ください。家族経営協定は、まず、御家族の話し合いで内容を検討していただくことが重要となり、協定書の作成については、雛形がありますが、御家族において原案ができれば、事務局で協定書の製本を行っていきます。製本ができた後に、御家族の捺印をいただき「協定書」の締結が進んでいきます。</p> <p>現在、既に協定を締結し、認定農業者となっている御家族の方がいらっしゃる場合には、協定に参加されている他の家族の方も認定農業者になることが可能であること、農業者年金の保険料について国の補助を受けることができる等のメリットもありますので、農業者の皆様にお伝えください。</p> <p>説明は、以上となります。</p>
寺井克之会長	<p>事務局からの報告が終わりました。</p> <p>委員の皆様、何か御意見、御質問はございませんか。</p> <p>〔意見等なし〕</p>
寺井克之会長	<p>以上で、議案書記載の議案についての審議は全て終了いたしました。</p> <p>長時間にわたり御審議をいただき、また、速やかな議事進行に御協力をいただきまして、ありがとうございました。</p> <p>これにて、議長の任を解かせていただきます。</p> <p>〔会長 退席〕</p>
渡部純三局長	<p>どうもありがとうございました。</p>

池田友邦会長代理	<p>それでは、閉会にあたりまして、池田友邦会長代理者が御挨拶を申し上げます。</p> <p>皆様、どうもお疲れ様でした。</p> <p>本日は、御参集いただきまして、ありがとうございました。</p> <p>私から閉会の御挨拶をさせていただきます。</p> <p>以上を持ちまして、第 248 回松山市農業委員会総会と農業委員会互助会総会を閉会とさせていただきます。</p> <p>どうも御協力ありがとうございました。</p> <p>お気をつけてお帰りください。</p>
渡部純三局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>皆様、御起立をお願いいたします。</p> <p>礼。</p> <p>お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">午後 2 時 53 分閉会</p>